

リアルタイムデータ配信契約約款

公益社団法人日本測量協会（以下「協会」という。）の行う電子基準点リアルタイムデータ（国土地理院が設置した電子基準点からリアルタイムに得られるGNSS観測データをいう。（以下「データ」という。））の配信及び事業者等がデータを処理・加工したデータ（以下「補正データ等」という。）の利用に関する契約（以下「契約」という。）は、次の条項によるものとする。

（契約の申込等）

第1条 データの配信を希望する者は、配信契約申込書（別記様式第1）に必要な事項を記入し、協会に申込みするものとする。

2 協会が、前項に規定する申込みを承諾し、配信が可能となった日（以下「配信開始日」という。）に契約は成立したものとする。

3 データの配信を受ける法人は国内の事業者に限るものとする。

4 配信するデータ利用区分は、以下のとおりとする。

（1）協会より配信される全てのデータを取り扱う事業者（以下「全国事業者」という。）。全国事業者は協会より配信される全てのデータを処理・加工して利用する事業者（以下「全国事業者（A）」という。）、全国事業者（A）の事業に加えてデータを（4）で規定する行政機関等にそのまま配信（以下、「再配信」という。）する事業者（以下「全国事業者（B）」という。）に細分する。

（2）地域を限定したデータを取り扱う事業者（以下「地域事業者」という。）。

（3）配信接続試験及び補正データ等の作成実験を希望する者（以下「実験者」という。）。

（4）測位技術及び地球物理学等に関する調査・研究及び技術開発を行う日本国内の行政、教育、研究に関わる機関（以下「行政機関等」という。）。

（契約の承諾等）

第2条 協会は、第1条第1項の申込みを承諾した場合は、配信契約承諾書（別記様式第2）を申込者に対して通知するものとする。

2 協会は、以下のいずれかに該当する場合は、申込みの承諾をしないことがある。

（1）申込者が、データ配信料の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

（2）申込者が、第5条の規定に違反するおそれがある場合

（3）配信契約申込書及び配信契約変更申込書に虚偽の内容を記載した場合

（4）個人の権利利益、国の安全等が害されるおそれがある場合

（契約の期間等）

第3条 全国事業者、地域事業者及び行政機関等における契約期間は、配信開始日から最初に到来する3月31日までを基本とする。

2 実験者における契約期間は、配信開始日から最長で6ヶ月とする。

(契約の変更等)

第4条 第1条第2項に基づく契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、契約内容の変更をしようとする場合は、配信契約変更申込書（別記様式第3）に変更事項を記入し、協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の契約内容の変更に係る承諾をした場合は、配信契約変更承諾書（別記様式第4）により、通知するものとする。

3 配信契約申込書及び配信契約変更申込書に係る記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、配信契約記載事項変更通知書（別記様式第5）により協会に提出するものとする。

4 協会は、配信料を変更した場合、配信料変更通知書（別記様式第6）により契約者へ通知するものとする。

5 地域事業者の配信地域は、契約成立後3ヶ月間に変更することができないものとする。

6 実験者の配信地域は、契約成立後1ヶ月間に変更することができないものとする。

(データ配信と利用範囲等)

第5条 協会は、契約者に対し、別に定めるデータを配信するものとする。

2 第1条第4項に定める者は、個人の権利利益、国の安全等が害されるおそれがないよう努めなければならない。

3 第1条第4項に定める者は、配信されたデータを処理・加工せずに、第三者に対して利用させてはならない。ただし、全国事業者（B）は、行政機関等にデータを再配信できるものとする。

4 実験者は、データを自らの実験にのみ使用できるものとする。

5 行政機関等は、データを処理・加工して、測位技術及び地球物理学等に関する調査・研究及び技術開発で非営利目的の利用に限り使用できるものとする。ただし、行政機関等が全国事業者又は地域事業者として契約する場合は第1条第4項1号、2号に準ずるものとする。

6 実験者は、実験計画書（別記様式第7）を作成するとともに、当該実験の開始前に協会に提出し承諾を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。また、実験が終了した場合は、実験終了後1ヶ月以内に、実験報告書（別記様式第8）を協会に提出するものとする。

7 全国事業者及び地域事業者は、補正データ等配信事業計画書（別記様式第9）を作成するとともに、当該事業の開始前に協会に提出し承諾を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。また、事業が終了した場合は、事業終了後3ヶ月以内に、補正データ等配信事業報告書（別記様式第10）を協会に提出するものとする。

8 位置情報サービスを展開する他の法人に、補正データ等を配信する事業者は、

その配信先を国内法人及び海外法人に区分し、配信先名称、配信点数を補正データ等配信事業計画書（別記様式第9）に記載するとともに、当該事業の開始前に協会に提出し承諾を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。また、事業が終了した場合は、当該情報を同様に補正データ等配信事業報告書に記載しなければならない。（別記様式第10）

9 全国事業者（B）が、行政機関等にデータを再配信しようとする場合は、データ再配信事業計画書（別記様式第11）及びデータ再配信事業報告書（別記様式第12）を使用するものとする。

10 協会は、補正データ等の配信先により、国の安全が害される可能性がある場合は、国土地理院との協議の下、契約者に補正データ等の配信を行わないよう指示することができるものとする。

（サービスの品質確認）

第6条 全国事業者及び地域事業者は、国土地理院が別に定めるサービスの品質確認のための検証作業を実施し、補正データ等の正確さを確認するものとする。検証作業の結果は報告書に取りまとめ、検証において使用した成果及び観測データ等と合わせて協会に提出する。

（データの配信料等）

第7条 契約者は、別に定めるデータ配信料（以下「配信料」という。）を配信契約承諾書に定める期日までに支払うものとする。

2 配信開始日が月の初日でない場合又は配信終了日が月の末日でない場合における当該月の配信料の額の算定は、1月あたりの配信料の額を当該月の日数で除した額（円未満の端数が生じた場合は切り捨て。）に、配信を受けた日数を乗じて得た額とする。

3 データを受信するための通信回線、通信機器等及び設置場所は契約者の負担とする。

（契約の譲渡等の禁止）

第8条 契約者は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第9条 協会は、契約者が契約に違反し、これにより協会に損害を与えた場合は、その賠償を契約者に請求することができる。

（協会の契約解除権）

第10条 協会は、契約者がこの契約に違反し、これにより契約の目的を達成する

ことができないと認められる場合は、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により、契約が解除された場合においては、契約者は違約金として1ヶ月に相当する金額を協会に支払わなければならない。

(契約者の契約解除権)

第11条 契約者は、協会がこの契約に違反し、これにより契約の目的を達成することができないと認められる場合は、配信契約解除通知書(別記様式第13)により契約を解除することができる。

(データ配信の異常、停止又は制限)

第12条 協会は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、契約者に事前に通知することなく、データ配信の停止又は制限をすることができる。

- (1) 電子基準点及び通信機器などに異常が生じた場合
 - (2) 電子基準点の測量成果が現況に適合しなくなった場合
 - (3) 電子基準点及びそのシステムの保守点検並びに更新等を行う場合
 - (4) その他、データの適切な配信が困難と認められる場合
 - (5) 天災等、契約当事者の責に帰さない事由が生じた場合
- 2 協会は、前項の事態が生じた場合は、契約者に対し直ちに通知するとともに、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 国土地理院及び協会は、第1項各号に定める事由、又はその他の事由によりデータ異常、データ配信の停止又は制限により契約者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。
- 4 契約者は、第3項について第三者が認識できるよう利用規約等に記載するものとする。

(免責)

第13条 協会は、配信したデータ内容の完全性、正確性等に関し、いかなる責任も負わないものとする。

- 2 協会は、前項の他、データ配信及びデータ利用により発生した契約者又は第三者の損害、データを利用できなかったことにより発生した契約者又は第三者の損害に対し、損害賠償義務を一切負わないものとする。

(秘密の保持)

第14条 協会及び契約者は、本契約に係る秘密を他に漏らしてはならない。

(契約約款の改正)

第15条 協会は、この契約約款を改正する場合は、その1ヶ月前までに文書をもって契約者に通知するものとする。

(契約の継続)

第16条 契約者は、第3条に定める契約期間終了後引き続きデータの配信を希

望する場合には、契約期間終了1ヶ月前までに配信契約継続申込書（別記様式第14）に必要事項を記載して協会に申込むものとする。

（契約の終了）

第17条 契約者は、契約期間内に本契約を解約する場合、解約予定日の1ヶ月前までに配信契約終了確認書（別記様式第15）に必要事項を記載して協会に通知するものとする。

（管轄裁判所）

第18条 この契約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

2 この契約に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、協会の所在地を管轄する裁判所をもって、専属的な合意管轄裁判所とする。

（約款の細則）

第19条 協会は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることができるものとする。

（その他）

第20条 この約款に定めのない事項については、協会と契約者が協議して定めるものとする。

附則

この約款は、平成14年5月17日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成15年4月1日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成16年4月1日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成17年4月1日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成18年4月1日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成20年4月1日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成21年4月1日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成25年4月1日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

附則

改正後の約款は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附則

改正後の約款は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

改正後の約款は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則

改正後の約款は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。